

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年7月5日（月）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）田 村 謙 介
遠 藤 通 中 田 利 幸 又 野 史 朗 三 嶋 秀 文
矢 倉 強 安 田 篤 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

〔経済戦略課〕若林次長兼課長 宮本企業立地推進室長

〔商工課〕頼田課長 上場商工振興担当課長補佐 服島商工振興担当主任

【文化観光局】奥田局長

〔観光課〕石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

〔スポーツ振興課〕深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
高橋スポーツ振興担当係長

〔文化振興課〕原課長 下高文化財室長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

〔農林課〕深田農林振興担当課長補佐

【都市整備部】隠樹部長

〔建設企画課〕遠崎課長 足立総務担当課長補佐

〔都市整備課〕北村課長 伊澤公園街路担当課長補佐
赤井河川橋りょう担当課長補佐

〔道路整備課〕伊達次長兼課長 本干尾道路改良担当課長補佐
瀬尾課長補佐兼道路維持担当課長補佐

〔営繕課〕西村課長

〔建築相談課〕前田次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐
大櫃開発審査担当課長補佐

〔住宅政策課〕池口課長 片山住宅政策担当課長補佐
潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】下関部長

〔下水道企画課〕遠藤課長 深吉下水道企画室長 中村総務担当課長補佐
横木課長補佐兼出納担当課長補佐

〔下水道営業課〕足立次長兼課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐

〔整備課〕山中課長

〔施設課〕山崎課長

【農業委員会事務局】宅和事務局長

【水道局】朝妻局長

[計画課] 金田副局長兼課長

[総務課] 伊原次長兼課長

[浄水課] 松前次長兼課長

[施設課] 石田課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 尾沢議員

門脇議員 戸田議員 森谷議員 矢田貝議員

報道関係者 2人 一般 1人

審査事件及び結果

議案第 6 4 号 米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を
改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 6 5 号 米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 6 6 号 米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部を改正する
条例の制定について [原案可決]

議案第 6 7 号 米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 6 8 号 米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

議案第 6 9 号 損害賠償の額の決定について [原案可決]

報告案件

- ・指定管理者制度の適用方針について（米子市営駐車場・駐輪場）[都市整備部]
- ・令和 3 年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市整備部分）について
[都市整備部]
- ・令和 2 年度橋りょう定期点検の結果について [都市整備部]
- ・企業誘致活動体制等の見直しについて [経済部]
- ・米子市中小企業者等振興行動計画（アクションプラン）の検討状況について [経済部]
- ・令和 3 年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について [下水道部]

協議事件

- ・広報広聴委員の選出について

~~~~~

### 午前 10 時 00 分 開会

○国頭委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、6 月 29 日の本会議で当委員会に付託されました議案 6 件を審査するとともに、  
報告 6 件を受けたいと思います。

最初に、水道局所管について審査をいたします。

議案第 6 9 号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

朝妻水道局長。

**○朝妻水道局長** 議案第69号、損害賠償の額の決定についてでございます。本年3月4日に水道施設の管理の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。損害賠償額、うち米子市負担額、相手方等につきましては、議案に記載のとおりでございます。

なお、事故の概要につきましては、担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○国頭委員長** 石田施設課長。

**○石田施設課長** それでは、事故の概要等について御説明いたします。資料の1ページ目を御覧ください。

まず、経緯についてであります。令和元年に境港市発注の下水道工事に係る支障物件等の移転に関する依頼を受けました。工事内容について両者協議した結果、下水道の布設位置と水道管の離隔が取れていると判断し、支障移転の必要はないと回答いたしました。令和2年、落札業者、境港市及び水道局の三者で設計条件を再度確認し、現場立会も行い、重ねて支障移転の必要はないことを確認し、工事を施工させました。

次に、事故の状況についてであります。令和3年3月4日午前10時30分、落札業者から掘削作業箇所付近に接する路体が崩れ、水道管が破損した旨の一報を受けました。直ちに修繕と濁水の対応を行い、午前中に作業を終了いたしました。同日午後1時、破損現場から約0.5キロ上流に位置する海産物のきむらやから濁水の苦情が入ったため現地に急行し、受水槽内の濁水を確認しております。この濁水の原因は、管破損と同時に通常使用の約3倍の流速で流れたことにより、管内に付着した水あかなどが巻き上げられたことによるものと考えております。

なお、事故の場所等については、資料2ページ目のA3サイズの図面左側に記載のとおりです。

最後に、事故の原因についてであります。事前協議において、水道局及び境港市が水道管の布設位置を誤認し、掘削の影響を受ける範囲にないものと判断したことと考えております。

なお、工事に伴う影響範囲については、資料2ページ目のA3サイズの右側下の断面図の青い網かけ部分となっております。説明は以上です。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** 事故の原因で、水道管の布設位置を誤認しと書いてあるんですけども、何か図面が恐らくあって判断をされたとは思いますが、なぜ誤認するような図面だったのかっていうのをちょっと聞かせてもらえますでしょうか。

**○国頭委員長** 石田課長。

**○石田施設課長** 設計された図面において、標準断面図というものがあまして、標準断面図によりますと、80センチ以上離れておりまして、図面の右下の青い部分ではありま

すけども、このように振った場所が把握できてなかったというのが現状でございまして、標準断面図では離れていたというふうに判断したということです。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、実際にある図面と実際に埋めてある管とが違う位置にあったということですか。

○国頭委員長 朝妻水道局長。

○朝妻水道局長 先ほどの説明、ちょっと説明不足でしたので、下水の管と水道の管の位置の距離は取れておりましたが、これに掘削で影響を受ける角度というのがございまして、土質によって違ってございます。この図面でいう青い網かけの部分が本来影響があると見立てなければならないところを、そこを見立て違いをしておったというところでございます。そこが誤認ということでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 そういうことってあることなんですかね、そういう誤認っていうのは、これまでも。避けることがなぜできなかったのかなと思ひまして。

○国頭委員長 朝妻水道局長。

○朝妻水道局長 本来ですと、言われますように、避けなければならない状況でございますが、きちんとしたチェックと申しますか、そういった細かいところまできちんとチェックが今回はできていなかったというところでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 その細かいチェックができなかったのはなぜなのでしょう。これまでも同じようなチェックで工事はしとられると思うんですけども、なぜ今回はそのようなことになったのがちょっと分からないんですけれども。

○国頭委員長 石田施設課長。

○石田施設課長 この頃、支障物件、下水道工事とかですけども、支障物件移転工事が増えておりました、私どもの体制は追いついてなかったということも一つありまして、4月から人員の体制も含めて、課内異動等も含めて体制を強化したところでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 つまりはチェックが追いついてなかったということは、誤認というよりは完全にミスだったというように聞こえるんですけども、そういうように捉えていいんでしょうか。

○国頭委員長 石田施設課長。

○石田施設課長 そのようなことだと思っております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 ちょっとこの文章だけでは分からなかったもので、いろいろ聞かせてもらったんですけども、そうだとすると本当にあってはならないことだと思いますので、人員を増やされたということなんですか、それ以外でここをこういうふうに改善していくとかっていうところはあるんでしょうか、人員体制を増やす以外で。

○国頭委員長 石田課長。

○石田施設課長 先ほども申し上げたとおり、人員も増やして時間もきちんと取って、このようなことがないように体制を図っていきたいと思っております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、しっかりと徹底していただきますようお願いいたします。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今も説明があつて聞いたんですけども、現実には現場に立ち会われた方っていうのは、営業課の方が立ち会われたわけですか。それで勤続年数は幾らぐらいの方ですか。

○国頭委員長 石田課長。

○石田施設課長 私どもの施設課、施設課の担当の者が立ち会っております。勤続年数については30年は超えております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 なぜそういうことを聞いたかという、今、上下水道の組織の統合問題や民間委託論が起こってますよね。私は、ひょっとすると、こういうような事象が今後も起こるんじゃないかなという心配をしてるんです。つまり、今、体制を整えたと、こういう報告がありましたけども、実際の営業課の皆さんの勤続年数、年齢構成、いろいろ見てみますと、数の少ない割には意外と勤続年数も偏っておるし、若い層の方も多という部分もあるし、そういうところから見ていくと、この現場確認というのには、ややもすると瑕疵が発生する可能性があるんじゃないかなと、こういうふうに私は思ったんですが、現場確認されるときに、これは1人で行かれるんですか、2人で行かれるんですか。

○国頭委員長 石田課長。

○石田施設課長 この現場については、2人で向かっております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 事故が起こった結果における責任追及なんかしてもどうしようもないですけども、体制をきちんとしていかないということを言われて、今報告があつたんですけども、私は今後においても、そういう今言った民間委託化、あるいは上下水道の統合の問題、ここらとも含めて十分な体制というものを考えておいてもらいたいと、このことを要望しておきます。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

中田委員。

○中田委員 ちょっと確認させてください。今回のやつ、距離は取れてたんだけど、もともと、このちょうど30度っていう部分ですね。これは先ほどもちらっと出たけど、土質とかその条件によって、この影響範囲の角度っていうのは変わると認識していいんですかね。

○国頭委員長 石田課長。

○石田施設課長 土質、砂質分が多いと角度は緩くなってきます。粘土分が多いと角度が立ってきます。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 分かりました。なかなかこの手のことで距離が取れとって、どの範囲まで影響するかって、先ほどちょっと遠藤委員も言われましたけど、難しいというか、結構難しい判断じゃないかと思つて、どの範囲まで影響するかっていって、その条件だとか掘削した後の、例えばこんな気象条件が悪いときに掘削の後がどうなってるかとか、様々な影

響があると思うので、基準での距離っていうのは、あくまでも基準に沿ってどのくらい離しとくかとかって、これはいいんですけど、どこまで影響するかってやっぱりすごく経験則も含めて、どこまで見込むかっていうのは結構大変なことだと思いますので、そこら辺はぜひ経験のある方と、先ほど遠藤委員とのあれもダブるかもしれませんが、経験のある方とその辺のことは共有化を進めていただいて、安全率をどの辺まで見るかみたいな仕事の仕方の進め方みたいなことは、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。要望しておきます。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 関連でちょっと聞いておきますけども、よく火災があった何かのときに、水圧を上げたときなんかによく水あかが出ますよね。私も何回も経験してるんだけど、この管洗浄だがんね、これが非常に進んでないと思うんだけど、そういうことは大きな原因になってきとると思うんだけど、根本的なね、それはどこまでやっておられますか。

**○国頭委員長** 松前次長。

**○松前水道局次長兼浄水課長** 以前ほど、古い鑄鉄管がなくなったこともありまして、さびってというのは、濁り水っていうのは少なくなっただけですけども、水の流れが悪いようなところは、やはり瞬間的に消火栓なんかを出したときには濁り水も発生することにはございますので、定期的な放水であったり、特に濁り水の苦情が多いところはポリピグ洗管といいまして、中にスポンジを通したりしてきれいにするのは定期的にやっております。

**○国頭委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 場所によっては、もう特に流れの悪いところはすごい水が出る時があるんだよ。なかなか長い距離だから、管洗浄も難しいか分からんけども、これも予算を付けながら見えない部分だけ、これをこつこつやっていかないと、ちょっと何かがあったら、昼間とか夕方なんかだと物すごい苦情が出てくる、水あかが出てね。そういうことは経験しておられると思うのでね、予算をつけながら日頃から対策を取ってやっていってください。要望しておきます。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第69号、損害賠償の額の決定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時15分 休憩**

## 午前10時17分 再開

○国頭委員長 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

議案第64号、米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠崎建設企画課長。

○遠崎建設企画課長 それでは、議案第64号、米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本条例は、令和3年3月の都市経済委員会で報告をいたしました米子市駐車場整備事業経営戦略に基づきまして、利便性の向上と収入増加を目指しまして、市営駐車場の料金体系の見直しを行うことと、駐車場内における営業行為の一部を許可できるようにする等の改正を行うものでございます。

料金体系の改正の概要につきましては、お手元の資料を御覧ください。主な改正点といたしましては、万能町と駅地下の時間当たりの駐車料金が10円単位であった端数を100円単位としまして、両駐車場の昼間と夜間の駐車時間を共通化し、昼間、夜間にそれぞれ最大料金を設定することで、明瞭な料金体系にしようとするものでございます。その上で、両駐車場の回数券の共通化、夜間定額駐車の新設、販売枚数に応じた割引額の増加により、利用促進を図ろうとするものでございます。

夜間定額駐車券につきましては、宿泊施設の一般的なチェックイン、チェックアウトの時間である午後3時から翌日の午前10時までで利用できる両駐車場の共通の駐車券を設定することで、近隣に増加中のホテル等の宿泊施設の利用客を獲得しようとするものです。

この料金改定によりまして、利用者の増や回数券の販促により収入増を見込んでおりますが、現在、コロナの影響で近隣に安価な駐車場も増加傾向でありまして、アフターコロナの社会の変容も予測が困難でございますが、今後も経過を観測しながら効果を検証していきたいと考えております。

そのほか、資料にはございませんけれども、施設の利便性の向上のために営業行為の一部を許可することとしておりまして、例えば自動販売機やコインロッカーなどを考えております。説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

中田委員。

○中田委員 ちょっとお尋ねしますが、いいことだとは思いますが、時間帯からいって今まさに説明もあったとおり、ホテルのチェックインから翌日のチェックアウトぐらいの時間帯を想定した回数券という形になってますよね。この分が増加をしていっぱいになってくれば、収入としてはありがたいんですけど、これは当然、現在の駐車場の利用率、要するに残り台数なんかを分析した上でその辺の設定というのはされてるんでしょうか。

○国頭委員長 遠崎課長。

○遠崎建設企画課長 時間の設定につきましては、ホテル、先ほどもちょっと説明しまし

たけども、ホテルのチェックイン、アウトに合わせた形……。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 ちょっともう一回質問しますね。要は時間帯としてはチェックイン、チェックアウトの時間で設定された回数券だということは見て分かるんですよ。問題は、例えば駅前のホテルが幾つかある、大きなホテルもある。その駐車場は台数がなかなか行っても止められないみたいなことも起きたりしてるんですけど、それで当然そのやつが回数券で回ってくる。いっぱいになって利用率が上がることはいいことなんですけど、ただ、地下駐車場の本来の部分には周辺の用事だけではなくて、駅利用で考えたときに、例えば午後3時から夕方の特急が着いたりとかいろんな時間帯のところで、30分以上の利用もある場合もあるかもしれない。そうすると、日常の利用の率がどのくらいあって、どれぐらい言ってみれば空きがあるのかと。そこら辺がちょうどホテルの駐車する需要とほぼほぼ一致しとるとか、例えばそういう数的な分析っていうか、ある程度の利用率から見た可能台数分みたいな想定はできてるんですか。

○国頭委員長 遠崎課長。

○遠崎建設企画課長 万能町駐車場につきましては、多少余裕があるという分析しております。地下駐車場につきましても、夜間はかなりまだスペースが空いてるというような調査結果を持っています。以上です。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 もう一つは、これは万能町と地下駐車場は共通して使える駐車券というか、回数券になってるんですか。

○国頭委員長 遠崎課長。

○遠崎建設企画課長 共通券でございます。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 そうしたら、今後どんな状況で、さっき説明のほうにもありましたけど、コロナの例えば終息状況というか、今後どうなっていくかによっては、多分駅前の利用ってホテルの利用もですし、JRのとかバスなんかの利用も含めて、そこら辺での需要状況って変化する可能性が秋以降あると思うんですよ。ですから、そういったものを敏感に察知しながら、こっち取ったらこっちが立たんみたいな、限られた台数になってきてるわけですから、地下駐なんかも。機械型が撤去されて台数も以前よりも減った状況なので、それがそういうバランス感覚を見ながら考えていかなきゃいけない時期が来るかもしれない。そうすると、需要の状況っていうか、どんな止められ方がしてるのか。先ほどは夜は空いてますっていう話だったんですけど、これが例えば3時から6時ぐらいまでの間の時間帯はどうなのかとか、そういうのもあると思うんですよ、実際には。迎えに来た、駅で切符を買うとか、いろんな需要があると思いますんで、30分以内で済むとは限らない事情もあると思います。ですから、そういった需要状況というのを指定管理に任せてあったとしても、やっぱり把握しながら決めていくというか、対応していく部分が秋以降出てくるかの予測というか、そういったものも想定しながら進めていただきたい。そのことを要望しておきたいと思います。

○国頭委員長 よろしいですか。

又野委員。



○又野委員 先ほど中田委員が言われたのとちょっと共通している部分はあるんですけども、この料金改定されるに当たって、利用者の方のアンケートとか聞き取りとか、周辺のお店とか、先ほどホテルの話がありましたけれども、ホテルのほうに実際これだけ駐車場が足りないとか、どれくらいそういう数があるとかってというのは、何か聞き取りとかアンケートとかってされて、これは作られたんでしょうか。

○国頭委員長 遠崎課長。

○遠崎建設企画課長 今回新たに回数券とかも作りますので、ホテルのほうにも当然聞き取りもしておりますし、あとは利用者の方の声を、指定管理者を通じてなんですけども、聞いたりして改定をしております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、それを基に作られたということだと思いますので、了解しました。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この料金改定に当たって、駐車場会計に与える影響、こういうものをどういうふうに推測されているんですか。

○国頭委員長 足立建設企画課総務担当課長補佐。

○足立建設企画課総務担当課長補佐 収入につきましては、料金が全般的に1割程度下がってくるというふうに見込んでおります。ただ、その分回転率をよくしまして、特に大量購入により料金を下げていくというような設定もしておりますので、稼働率を上げてその分を回復するという見込みでございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 料金を上げて10%、全体の今までの料金よりも下がると、こういうお話ですよ。稼働率を上げればその分がカバーできる、こういうお話ですよ。本当にそうなりますか。僕は、経営があんまり詳しくないけん分からんけども、一定の駐車場の使用量の台数がある程度大きい部分というか、それに合うような場合には、この論理は当てはまるかしらんけども、駅前の駐車場と万能町駐車場の両方の台数だけの問題で、回転率だけを上げれば、料金が全体が下がってもペイできるという、現実的にそういう数字っていうのは出てるの。どこまで回転率を上げられるんですか。

○国頭委員長 遠崎課長。

○遠崎建設企画課長 ちょっと回転率ということは分析はしておりませんが、収入としての見込みは、万能町と地下駐車場、合わせて300万ほどは増加するものと見込んでおります。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それは、いわゆる回転率を加味した料金ということですか。

○国頭委員長 遠崎課長。

○遠崎建設企画課長 そのとおりです。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 やっぱり駐車場特別会計というのは、繰上充用金の問題という大きな会計上の問題を抱えとるわけですよ。そういうことから考えると、この料金改定に当たっては、それらとの関連というのをどう整理していくかということを含めた、僕は説明があってもいいじゃないかと、こういうふうに思いますので、改めてそういう観点での説明ができるよ

うな形を取っていただければということのを要請しておきます。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さん、御意見をお伺いいたします。討論ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第64号、米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

前田都市整備部次長。

**○前田都市整備部次長兼建築相談課長** それでは、議案第65号について御説明いたします。

議案第65号は、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部見直しを行うため、改正しようとするものでございます。本年2月の当委員会で一度御報告しております。重ねての説明になること、御了承賜りたいと思います。

見直しの内容についてでございます。本市の新商都米子のまちづくりにおいて空き家対策を課題の一つと捉え、市街化調整区域の開発行為におきまして、人的要件の緩和をして空き家の有効活用を図ることとしております。市街化調整区域の規制が適用される線引き前から生活拠点をもつ人しか住むことができなかった建築物につきまして、昨年の7月に県外からの移住者や農業者に限り、自己用住宅として住めるよう許可要件を緩和したところでございます。

このたびの見直しは、空き家となった住宅について人的要件の規制を廃止し、移住者や農業者に限らず、米子市内に居住可能な不動産を有していない方が自己用住宅として所有または賃借する場合や、老朽化した空き家を改築する場合でも、誰でも住めるようにさらなる緩和をしようとするものでございます。また、農林漁業者の住宅につきまして、農林漁業をやめられた場合でも、引き続き増改築を可能としたものでございます。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

渡辺委員。

**○渡辺委員** すみません、ちょっと今回から委員なんで、分からないところもあるんで聞きたいんですけど、市街化区域と一体的な地域等に係るっていうことですよ。例えて言うと、私は大篠津、市街化区域っていったら和田浜工業団地なんですけど、崎津とか和田

とかそこら辺もこの規制緩和に入るのか、要するに調整区域内でもそういう入るところと入らないところがあるのかっていうのを教えていただきたいと思います。

○国頭委員長 前田次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 調整区域内は全てこの対象でございます。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 これは、この案件と実は関連することなんですけども、下水道の整備区域との絡みをどう調整されとられるかということなんですよ。例えば、今、下水道の整備区域が市道で境界が定められていますよね。調整区域や大規模連檐なんかで、かなり調整区域に、この整備区域の外側に家が建つ場合が多いと思うんです。これ辺りが、僕は不公平感を生んでるんじゃないかというふうに思ってるんですけども、下水道部のほうは整備区域はあくまで道路の内側でございますと。外側については同じ道路の際にあっても、それは区域内じゃありませんから、整備区域内に認められませんと。したがって、受益者負担金の一部還元はしませんと、こういう扱いが起こってるんですよ。これ御存じですか。

○国頭委員長 前田次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 今、下水道の関係につきましては、そういうような形を取っておられるということは承知しております。今の調整区域とのすり合わせ等につきましても一つの課題であると認識しております。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これは副市長ね、僕は市民の皆さんにとって、やっぱり不公平感をいかになくしていくのかと、これも緩和の一つだと思っていますよ。そういう意味では、今の担当課のほうは認識をしておられるようなんですけども、こういう基準緩和が行われていかれることは、僕はある意味ではいいことだと思います。あわせて、そういう中から起こってくる不公平感、これをどう緩和していくのかという課題が、僕は同地についてもあるんじゃないかと、こういうふうに思っておるんですけども、これについて調整されて前向きに検討する方法はないんでしょうか。

○国頭委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今の遠藤委員のお話、以前にも何度か遠藤委員のほうから課題じゃないかという御指摘を受けたと。私もそういう課題があるということは心に留めております、覚えております。下水道部のほう、先ほど遠藤委員のほうから御紹介いただいたとおり、今の整備区域というものを一つの判断基準にして、その他とうちで取扱いが違うということは、ある意味やむを得ないことだという説明をしておりますが、結論から言いますと、従来の取扱い案はそれで私も妥当だろうと思っておりますけど、将来に向かってどれが一番いいのかということは、やはり過去がそうだったからということにある意味固執せずに、将来に向かってよりよい方法があるのか。もちろん整備区域の外について、全てをやるということができない場合もあるかもしれません。御案内のとおり、整備区域の外で許可を受けて接続する場合に、いろんなケースがあって、その全てについて敷設費の受益者還元をすることができるかどうかというのはありますけども、逆に言うと、そうでないケースもあるのかもしれないということ。これは、下水道部のほうで引き続き今検討をしております。

ます。どういう答えが出せるかというのは、ちょっと今手元にはありませんけども、そういう御指摘を受けて、検討すべき課題だというふうには認識してるというふうにお答えしておきます。以上です。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 要望しておきますけども、今、副市長がおっしゃったことの中身が当然あるんで、全てがというわけにはならないと思います。ただ、市道に面して、市道の内側の地域は整備区域に色が塗ってありますから、受益者負担金の免除もできますよと。だけど、同じ市道があって、その隣、1センチも違わない、この反対側の土地について家が建ったときには、それは整備区域外ですから、特別使用負担金を出していただきますよという、この扱いが釈然としないんですよ。だから、例えばおっしゃった検討していただいている内容ですけど、日吉津の431号線沿い、あそこ調整区域なんですよ、本来なら。だけど、あそこであれだけの建物が建つというのは、特別扱いが行われていると私は思っておるんです。だから、あれだけの形のものをやるかやらんかは別にしましても、例えば一軒道沿いに建ったならば、その方の範囲については、やっぱり都市開発なんかの規制を含めて、緩和も含めて、やっぱり糾合していくという前向きな取組をぜひ内部で検討してもらいたいと、このことを要望しておきます。

**○国頭委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第65号、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

前田次長。

**○前田都市整備部次長兼建築相談課長** それでは、議案第66号、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部改正について御説明いたします。

本年5月に当委員会で概要報告しております。改めて御説明いたします。

建築基準法により、建築物に対して行う措置及び米子市建築物等の適切な管理に関する条例により、ブロック塀に対して行う措置に関する審議を、これまでの空き家等の審議と同様、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会において行うため、所掌事務を追加し改正しようとするものでございます。追加する事項といたしまして、資料のフロー図に

ありますように、命令及び代執行を行うことに関する審議でございます。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございますか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第66号、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時43分 休憩**

**午後 1時07分 再開**

**○国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から3件の報告がございます。

最初に、指定管理者制度の適用方針について（米子市営駐車場・駐輪場）、当局からの報告をお願いいたします。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** そうしますと、指定管理者制度の適用方針につきまして、改めて御報告いたします。お配りしております資料ですが、5月19日の閉会中の委員会のほうで一度報告させていただきました資料と、別紙に変更点とその理由を記載しております。

それでは、改めて報告いたします。米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場、米子駅前地下駐輪場の3施設への指定管理者制度の適用方針についてですが、今年度で指定管理期間が満了いたしますこの3施設につきまして、令和4年度から8年度の5年間の指定管理者を募集し、選定しようとするものでございます。

5月19日の閉会中の都市経済委員会におきまして御質問がございました、特記事項の米子駅南駐車場・駐輪場の業務の追加の可能性の件でございますが、別紙に記載しておりますとおり、駐車場・駐輪場は未完成でございますし、具体的な管理方法も定まっておられませんので、特記事項からは削除いたします。また、駐輪場の無人化に向けた機械等の導入ですが、前回、機械の設置による無人化を指定管理者において実施するという説明をしておりましたけども、駐輪場の無人化についての検討や機器の設置については本市のほうで実施することが妥当であると判断しましたので、この件につきましても特記事項から削除いたしました。また、回数券や利用券の販促活動につきましては、従来どおり業務の中に含まれておりますので、改めて記載する必要がないため、削除いたしました。説明は以上でございます。

○国頭委員長 説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和3年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市整備部分）について当局からの報告をお願いいたします。

足立建設企画課総務担当課長補佐。

○足立建設企画課総務担当課長補佐 令和3年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の都市整備部分につきまして御説明いたします。

それでは、本市のインフラ整備の財源に活用しております配分状況につきまして、お配りしております資料で説明させていただきます。配分額につきましては資料のとおりでございますので、主な事業につきまして御説明いたします。

なお、昨年度の国の3次補正予算につきましては、いわゆる15か月予算の考え方で、令和3年度当初予算と一体として編成されております。これに併せて、本市の令和2年度3月補正予算を、また今年度の当初予算が骨格予算であったために、肉づけ予算である6月補正予算の要求額を併せて比較としております。

それでは、国の令和2年度3次補正による交付額と令和3年度交付額の合計額で御説明いたします。まず、街路関係でございます。米子駅南北自由通路等整備事業に充当しますパッケージ24は、要望額6億500万円に対して4億8,400万円の交付となりました。次に、公園関係でございます。都市公園管理事業の御所原公園擁壁工事に充当します交付金が、要望額3,455万8,000円に対し2,700万円。公衆トイレ整備事業の湊山公園改修に充てます交付金が、要望額1,495万6,000円に対し1,489万4,000円の交付となりました。次に、住宅関係でございます。市営住宅長寿命化改善事業に充当します交付金は、要望額1億5,700万円に対して、配分額1億2,688万6,000円、配分率80.8%でございます。以上、社総金、国庫補助金となったものを合わせますと、総要望額13億115万2,000円に対して、配分額9億3,935万3,000円、配分率72.2%、前年比85.1%と配分率が低くなっております。

2ページ目には、本市に対する社総金全体の配分状況を年度当初の状況と比較したものを添付しております。

以上、令和3年度の社会資本整備総合交付金の配分状況について説明させていただきました。本市といたしましては、社会資本整備総合交付金の今後の国の補正や追加配分など、引き続き国の動向を注意しつつ状況を見ながら、より配分が受けやすいパッケージによる要求の検討を行うほか、公共施設等適正管理推進事業債の活用などにより、本市のインフラの整備のために財源の確保に全力を尽くしてまいります。説明は以上でございます。

○国頭委員長 説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 道路の関係で、社総金の一番上の段ですよね。この右側に載ってる交付対象事業、これとの関係はどう見たらいいんですか。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 例えば、社総金は9,000万円、令和3年度で要望されて800万円ついでますね。2次、3次補正で3,050万円のところが3,050万円、要望額で満額になっておる形に見えるんですね。いいですね、それで。合計すると3,852万4,000円が配分されたと、1億2,000万円に対して、こういう形ですよ。ところが、それを例えば市道安倍三柳線、市道上福原東福原線、和田浜工業団地内市道改良事業、ここに当てはめると、3,852万4,000円という数字は、これはどういうふうに割り当てることになるんですか。

○国頭委員長 説明できますか。

北村都市整備課長。

○北村都市整備課長 今の交付金3,852万4,000円の内訳ということだと思えます。市道安倍三柳線で2,300万充てるようにしておりまして、それと、和田浜工業団地内市道改良工事750万、残りの802万4,000円を市道上福原東福原線に充てるような考えをしております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 了解。

○国頭委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和2年度橋りょう定期点検の結果について、当局からの報告をお願いいたします。

北村都市整備課長。

○北村都市整備課長 令和2年度橋りょう定期点検の結果について御報告いたします。

今回の点検は、平成27年度に実施した点検から5年経過しました市道に架かる649橋のうち、126橋について点検を行ったものです。点検結果としましては、126橋のうち、緊急に措置を講ずべき健全性Ⅳの橋梁はありませんでした。早期に措置を講ずべき健全性Ⅲの橋梁は5橋あり、令和元年度の点検での健全性Ⅲの橋梁は75橋ありましたが、昨年健全性Ⅲの橋梁について8橋補修はしておりまして、令和2年度の点検で健全性Ⅲと診断しました5橋を含めて76橋につきまして、令和3年度からおおむね5年以内に補修をする予定としております。引き続き、橋梁長寿命化修繕計画に基づきながら補修を行っていきたくと考えております。説明は以上です。

○国頭委員長 説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

田村委員。

○田村委員 今回の点検の橋梁になってない部分でちょっと一つお聞きしたいのが、国道181号線の安養寺橋ですね。あそこの横の歩行者用の橋が今3年目ですか、ずっと通行止め状態になっております。当初、そこを通られた方が通行中にゴーンという音を聞いたということで、急遽危険だということでそこは通行止めになっておるわけですし、地元説明としましては、早急に調査して対策取りますというものを、私、御依頼を申し上げて、近くの永江公民館であるとか五千石公民館などに配布をいただいたという経緯がございま

した。今回のこの橋梁の点検には入ってきておりませんが、ああいった橋はどういった点検の部類として分類され、どのように管理されてるのかを伺います。

○国頭委員長 赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐。

○赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐 先ほどの安養寺橋の歩道橋の件でございますけども、あちらのほうは、議員言われるとおり3年前ぐらいに通行者のほうからゴーンと音がするというので、その当時緊急点検をいたしました。その当時の健全度の判定はⅡだったかと思えます。その後、緊急点検をいたしまして、あと、国土交通省さん、あるいは当時鳥取大学の教授をちょっと現地に招いて、実際この橋をこれからどういう形で直していくのか、あるいはこの原因はどうかということを実地のほうで職員のほうと確認いたしました。そのときに話がありましたのは、まずは音が鳴る、あるいはほかの支承部と言われる上の桁と下の台を結ぶようなところがかなり損傷がしておるので、これについてはまずしっかりと通行止めをして現地のほうの状況を、音が鳴る原因等をしっかりと見極める必要があるということで、すぐに通行止めをして、1年間、去年通行止めの措置をさせていただいて、引き続いて今も通行止めの状態になっております。これについては、今現在判定というのはちょっとⅡから変わってはおりませんが、ある程度危険を伴うということで、この先早急に措置をするのかどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。

○国頭委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっとよく分かんないですね。結局、こういった橋梁の定期点検というものの中に入ってきてないということがおかしいと思ってるわけなんです。要するに、そういう問題があるのにここにチェックがなくて、そしてどういう分類なのかということ。結局、市道に架かる橋ということで、年次的に補修していかなくちゃいけないと、これは分かるんですけども、もう既に3年前から放置状態であって、私も地元ですのでやはり聞かれるわけなんですよ、どうなっとんだと。一応、初期の段階で、各地元公民館さんのほうにお知らせしてくださいねと私はお願いをしてそういった配布をしてもらったんですけども、それ以降何もないということについて、やはり地元としてはちょっと声を上げざるを得ないということで今お話をさせていただきました。できましたら、そういった今お話しされたようなこともしっかりと、地元は不便だと、ちょっと離れて迂回するような形で子どもたちは通ってますけれども、やはりそういうことが何も市側から発信されてないということに対しておかしいと、どうなっとんだということですので、やはりこれについては地元の説明をしっかりとさせていただきたい。これは要望したいと思えます。

○国頭委員長 答弁はよろしいですか。

○田村委員 あれば。

○国頭委員長 赤井河川橋りょう担当課長補佐。

○赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐 おっしゃられたとおりの、地元への説明等が不十分であったかと思えますので、早急に地元のほうに説明のほうをしてまいりたいというふうに考えます。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。



都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 4 分 休憩

午後 2 時 3 8 分 再開

○国頭委員長 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から報告 2 件がございます。

最初に、企業誘致活動体制等の見直しについて、当局からの報告をお願いいたします。

宮本経済戦略課企業立地推進室長。

○宮本経済戦略課企業立地推進室長 企業誘致活動体制等の見直しについて、御報告をさせていただきます。コロナ禍における企業誘致につきましては、思ったように企業に接触ができない、訪問すらできないなど、様々な制限がございまして、大変困難な状況であると感じております。そのような状況の中、アフターコロナを見据えるとともに、状況の変化に対応した体制、企業への支援制度の見直しをしておりますので、御報告をいたします。

まずは、誘致活動でございます。企業誘致活動は市単独の活動、市の関西事務所との連携、鳥取県との連携など、多方面から取り組んでいるところでございます。市単独の誘致活動につきましては、ほぼ従来どおりでございまして、これまでの取組をしっかりとやっていきたいと考えております。なお、ウィズコロナという状況でウェブ会議という手段も一般化してまいりましたので、これは今後も活用をしております。また、誘致の受皿となる物件の確保につきましても、引き続き取り組んでまいります。なお、昨年度から市内不動産事業者様からの情報提供体制を整えたほか、市のホームページで産業用地の情報の募集、さらに経済戦略課職員によりまして、不動産業者が取り扱っていない物件の調査をするなど情報収集に努めておりまして、進出希望の企業様からの問合せに迅速に対応できる体制を整えたところであり、実績も上げているところでございます。

次に、関西事務所の見直しでございます。まずは、これまでの関西事務所長の個人的な人脈を組織として引き継ぎながら、さらに県の関西本部との連携強化をより一層進めてまいります。さらには、企業誘致だけではなく、観光、スポーツなどのほか、経済のカテゴリーを越える分野での活動を視野に入れた取組も模索をしております。経済戦略課の職員の関わりをより強化するため、本年 4 月からお手元の資料の中ほど、1 の ( 2 ) の ② に記載してありますように、体制の見直しを行いました。

それから、鳥取県との連携につきましては、これまでは県庁の商工労働部との連携が中心でございましたが、経済戦略課職員が定期的、機動的に出張する体制とすることで、東京本部、名古屋代表部との連携を強化し、本社機能移転等の促進に努めてまいります。

最後に、企業立地促進補助金制度の改正についてでございます。お手元の資料の裏面の表を御覧ください。企業立地補助金は、同一の制度を経済戦略課と商工課の 2 課で運用をしております。現行の企業立地補助金は細かな改正は行ってきたものの次第に時代に合わなくなり、企業様からのニーズも徐々に乖離してきておりました。このたびは補助金制度の改正によりまして、1 つ目、地元企業と誘致企業の基本部分の支援の差の解消、これに加えて、2 つ目、新規の企業進出、本社機能移転の促進、地の利を生かした物流業の誘致など、米子市として推進すべき方向性を打ち出すとともに、3 つ目、補助申請手続の簡素化を図りまして、本補助金窓口の一本化なども念頭に置きまして、企業様側にとって分かりやすく使っていただきやすい制度にブラッシュアップするように、さらに細かな点

につきましては検討を深めてまいりたいと考えております。主な変更点については、表のとおりとなっております。報告は以上でございます。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕、記憶間違いしとればごめんなさいね。関西事務所長っていうのは、もうおられんですか、これは。

**○国頭委員長** 若林経済部次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** 現在も昨年度と同様の方がずっとおられまして、ただ、コロナの状況でございますので、嘱託の状態でおられるんですが駐在できない状態になって、鳥取県の関西本部におられるときと、自宅で勤務いただいているときがございます。これにつきまして、このたび週30時間から月40時間に変更ということで、継続して、時間は短縮しておりますが、副所長という形で働いていただいております。

**○国頭委員長** よろしいですか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この促進補助金制度の改正案なんだけれども、これ現行と制度改正によって結局、企業にはどういうメリットがあり、米子市の行政にとってはどんなデメリットがあるってということについて、分かりますか。どちらもメリットがあるんですか。

**○国頭委員長** 若林次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** 大きな変更点としては、土地取得の費用、これ右側のほう、30%を補助、上限3億円というのが、これは米子市はとても手厚い補助金がありました。一方、固定資産税相当額に対する補助というのが、鳥取市さんなんかは投下固定資産額掛ける10%ということで、見た目上、米子市のほうが劣ってるような見え方がしてたところがございます。今回の改正に伴いまして、5%ではございますが、ベースが5%の上に本社機能移転があったりすれば、最終的には、5%、5%で最大15%に米子市のほうがなることとなります。この運用した結果で、実際に米子市の支出がどうなるかということを試算したところ、米子市のほうで誘致企業であれば若干、土地を購入した場合であれば、米子市のほうの負担は下がるものと思われまして、ですので、米子市としては実際には相当な補助制度を持っておりながら、見かけ上、劣ってるように見えた部分が、誘致企業に対してはプラスに見えるというところがございますし、先ほど担当のほうから説明いたしましたように、本社機能移転、それから物流業者を対象にするなど、米子市のほうがこういう企業を呼びたいんだということに関して明確に示したというところが、メリットというわけじゃないですが、効果だと考えております。一方、米子市のもともとあった企業のほうに関しましては、若干誘致企業より劣るという部分がございますので、この部分を同一にすることによって、やはり地元企業を育てていくという視点で改正を行ったところがございます。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市中小企業者等振興行動計画（アクションプラン）の検討状況について、当局からの報告をお願いいたします。

杉村経済部長。

**○杉村経済部長** まずは、私のほうから御説明をさせていただきます。本日は、令和元年度末に制定をいたしました米子市中小企業振興条例に基づく行動計画、いわゆるアクションプランの検討状況について御報告をさせていただきたいと思います。

このたびのアクションプランの策定に当たりましては、まず、新型コロナの影響や中小企業などの現状把握のため、各商工団体を中心といたしましてアンケートを実施したところでございます。このアンケートの結果につきましては、お配りしております資料5という形でまとめておりますので御参照いただければと思います。そして、鳥取大学の清水教授を委員長といたしまして、商工会議所などの商工団体や金融機関など12団体から選出いただいた委員の方々によりまして検討委員会を組織しております。現在、このアクションプランの策定作業を進めているところでございます。本日お示ししておりますのは、現時点でのアクションプランの案でございます。案としては資料3としてお配りをしております。加えまして資料4といたしまして、中小企業者等の振興を図るに当たっての取組の方向にひもづく本市の事業を資料として取りまとめております。この別冊はこの後、市の事業だけではなくて、関係機関の取組事業も加えていく予定にしております。現在、各団体の事業につきましては照会をしているところでございます。御参照いただければと思います。

少しここで補足の説明をさせていただきますが、この資料につきましては、それぞれ各中小企業とか支援団体に二重丸とか一重丸をつけております。この凡例はございませんが、この二重丸というのはその事業の事業主体を示しております。それから、丸というのは、その事業を支援する立場にある場合には丸印をつけております。凡例等が欠けておりますし、事業も重複しておりますけれども、再掲といった記載がしておりません。最終のアクションプランとともに、この辺りは改めて委員の皆様にお配りしたいというふうに思いますので、あらかじめ御了解いただきたいというふうに思います。

そして、アクションプランの策定に当たりましては、本委員会での本日の御意見も踏まえまして検討委員会を改めて開催し、なるべく早い時期に取りまとめたいというふうに考えております。

それでは、アクションプランの案の内容につきましては、引き続き、商工課長より御説明を申し上げます。

**○国頭委員長** 頼田商工課長。

**○頼田商工課長** それでは、資料1の概要版を御覧ください。このたびのアクションプランは、米子市中小企業振興条例の目的である本市の経済の活性化と市民生活の向上を達成するため、米子市や各関係機関が連携して取り組むべき施策や事業の方向性を示すものとして策定をするものでございます。そして、計画の期間は、今年度から令和6年度までの4年間としております。これは、米子市まちづくりビジョンと整合を図った計画内容とするため、同ビジョンの基本計画と合わせているところでございます。

次に、基本姿勢としておりますが、中小企業を取り巻く環境というのは、新型コロナウイルスの蔓延によってこれまで以上に大きく変化をしてきております。感染拡大防止のため、商談や取引の形態も対面式からオンラインへ移行するなど、デジタル化への対応は一層歩を早めている状況でございます。

こうした目まぐるしく変化する社会環境に対応するための基本姿勢として、3つを掲げております。まず1つ目は、中小企業等が自らの強みを生かし、主体的に新たな挑戦をしていこうというものでございます。そして2つ目として、商工団体等の関係機関がそれぞれの立場で課題や取組を共有し、一体となって支援することを掲げております。加えて、持続可能な国際目標であるSDGsの考え方にもある参画性や社会、経済、環境に統合的に取り組むといった統合性とも合致をするため、基本姿勢にこうした考え方を加えたところでございます。

次に、条例第4条第2項で規定しております4つの重要課題のほかに、その他総合支援を加えた5つの柱を設け、取組の方向性としてまとめております。1つ目は、関係機関と連携を図り就労支援やI J Uターンの推進のほか、社会人の学び直しの機会の提供、中高生へのふるさと教育による郷土愛の醸成などを通じ、人材の定着を図っていくこととしております。

次に、中小企業者等の競争力強化につきましては、生産性を上げていくことや製品やサービスの付加価値を向上させることが重要となります。そのためには、単なるデジタル化にとどまらず、その技術を活用し新たなビジネスモデルの構築につなげる、いわゆるデジタルトランスフォーメーションについても推進していきたいと考えております。

次に、海外展開を含む地産外商の促進についてですが、今後、人口減少が進む中で生産性を上げ所得の向上を図るためには、市内、県外、県内だけでなく、全国での消費はもとより、国外を含め販路を拡大する必要がございます。とは申しましても、現況におきましては、海外販路の拡大や観光誘客は厳しいところもございますが、アフターコロナを見据え、ECサイトの活用や中海・宍道湖・大山圏域市長会等でこれまで積み上げてきた交流のパイプなども生かしながら進めていきたいというふうに考えております。

次に、新規創業や事業承継などの促進についてです。この項目で策定委員会の中でも共通の課題として認識いたしましたのは、事業承継でございます。経営者の高齢化や廃業等によりこれまで培ってきた経営資源や技術が失われる可能性があるものの、社会経済を踏まえ、それぞれの事情で判断をされることが多くございます。今後とも関係機関とどういった支援が可能なのか考えてまいりたいというふうに思っております。

そのほか、その他の支援といたしまして、事業者が必要とする相談や資金供給など、円滑に支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。こうした取組を総合的に行うことで、中小企業者等のビジネスチャンスを広げ、地域全体で所得の向上を図り、稼げるまち新商都米子を目指していくこととしております。

先ほど部長が申し上げたとおり、こうした取組の方向性について具体的な事業を取りまとめたものが資料4の別冊でございまして、こちらには市の事業だけでなく、各商工団体や金融機関等の取組も併せて掲載をすることとしており、毎年更新していく予定でございます。

次に、アクションプランでの取組が進んでいるかを検証するバロメーターとして、幾つかの指標を上げております。消費動向、生産動向、雇用動向といった3つの視点で、それぞれどう変化していくのか注視しつつ、複合的な視点でアクションプランの進行状況や成果の検証を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本プランの推進体制ですが、庁内の連絡会議等により毎年度の進捗状況を検証

することとし、その結果は、関係機関で構成するアクションプラン実施状況検討委員会に報告するとともに、必要に応じて部会なども組織し、次年度の取組に反映させてまいります。こうした体制の下、PDCAサイクルを回し、施策の改善を図りながら進めてまいりたいと考えております。そして、進捗状況とその成果は議会の皆様をはじめ、市民の方々に対しきちんとお伝えしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、皆様、御承知のとおり、中小企業等を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしております。その時々を経済状況に合ったものにするためにも、本プランは支援の土台となるものを定めたものでございまして、新たに必要となる新規事業等につきましては、皆様にも御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** ちょっと考え方を聞きたいんですけども、資料5の表のところの一番下のところにもありますし、同じアンケートでも資料3の一番最後のところ、同じようなアンケート結果出てるんですけども、海外展開、地産外商は課題としては上げておられるところはなかったと、ゼロ%と書いてあります。資料5のその下の右側で言えば、コロナ禍では優先順位が低かったと考えられるって書いてあるんですけども、低かったというか、もうゼロなんですよね。というふうなアンケート結果があるんですけども、計画というか、そっちのほうでは海外展開を含む地産外商の促進というのが大項目で上がっていることで、ここら辺、課題として上げておられるところがなかったにもかかわらず、なぜ、ここまで大項目で上げられてるのかなというところを聞かせてもらっていいのでしょうか。

**○国頭委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 確かに地元の中小企業を支える団体の皆さんから取りましたアンケートには、実際、その海外展開、地産外商については課題として上がってないと。これはいろいろ聞いてみますと、やはり市の施策も含めまして、地元企業に海外の販路についてしっかりとした取組ができてないというふうに思っております。海外は御承知のように今、観光のインバウンドを中心としてこれまでもやってまいりましたが、実は例えば今は休止しておりますが、定期路線が就航しておりました香港であるとか上海、あるいは今、鳥取県でもチャーター便等々で定期便をいろいろ県のほうも御努力していただく台湾とか、非常に観光だけではなくて、こういったマーケットとしての魅力というのはあるというふうに思っております。

したがって、今、国内需要はどんどん人口減少で縮小していくということは明らかであるというふうに思っておりますので、今後、地元の企業の皆さんが新たな販路を求めていく先として、やはり今後は海外というものをぜひ視野に入れていただきたい。それを今回のこのアクションプランに入れて、そういった取組も市や商工団体とともに進めていきたいというふうに考えております。したがって、以前のような国内需要がどんどん右肩上がりに増えていくというような時代ではないというふうに思っておりますので、やはり今後、地元企業、中小企業が生き残っていくためには、そういった海外をぜひ今後は視野に入れて、市のほうも積極的にそういった取組を誘因していきたいというふうに考え

ているところでございます。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** ただ、これからコロナとか、コロナの前には近隣の国との関係が悪化したりして、飛行機が結局、減便されたりとかってというのがその前からあったりしたと思うんですけども、そのように海外の情勢とか、例えばこういう感染症などによって、また海外とのつながりが途絶えたりするということも今後考えていかなければならないというふうに思うと、海外展開、地産外商頼みにはなってはならないと思います。やっぱり基本的には地域内経済循環を土台としてやって、そこでまずきちんとした経営ができるようにして、それで余力といったらあれですけども、それで海外のほうとかって考えていかないと、もし、また何かあったときに海外頼みになってしまうと、また大変な経済状況になってくると思うんですけども、そこら辺考えると、ここまで大項目として海外展開とか地産外商を上げないほうがいいのかと私は思ったんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

**○国頭委員長** 杉村部長。

**○杉村経済部長** 先ほど申し上げましたとおり、市内の需要も、消費も含めて、なかなか拡大していくっていうのは、人口減少の中では難しいというふうに思っております。アクションプランにも書いてございますが、いろいろとコロナの関係で観光の関係は動きがストップしておりますが、実は日本製品なんかを、越境ECといいますか、インターネットで海外のサイトでアップしていただいて日本製品を購入するというような、そういう動きが最近活発になってきております。これは、一つはなかなか日本に観光に行って買物して持って帰れないというような、そういう背景もあろうかと思いますが、こういった越境ECを活用していくとかいうような形で、当然、国内の需要っていうのも大切にしていけないといけないとは思いますが、やはり販路拡大という点でいきますと、やはり幅広に海外も視野に入れた市場というものを念頭に置いていく必要があるというふうに考えております。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** 海外に出ていくことも、それ自体が駄目だと思ってるわけではないんですけども、実際に海外展開だとか地産外商を課題だと思っていない現状があるっていうことを考えると、やっぱりこういう計画とか今後のプランを考えるときには、本当だったら共通の課題、共通の意識を持ってやらないとうまくいかないと思ったんですよね。この課題を課題だと思ってない方が多い中で、ただ、計画のほうではここだけ地産外商とかを上げていくっていうことは、もしかしたら本当にこの計画自体うまくいくのかとちょっと疑問に思ってしまうんですよね。ですので、やっぱり共通の課題っていうところをきちんと整理してやっていく必要があるんじゃないかなと私は思ったので、この作り方がどうなのかなと思ってちょっと聞かせてもらったので、もうちょっとこれ考えていただけたらなと思ってるところです。

**○国頭委員長** 杉村部長。

**○杉村経済部長** 又野委員のほうから御指摘がありましたので、今、策定委員会のほうで検討しております。こういった又野委員のほうから御意見もあったということは検討委員会の中でもお話をして、どうなのかということは検討委員会の中で検討させていただきた

いというふうに思います。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 又野さんとは考えが違うので、違う意見もあったということを出してもらわんといけません。私は、市長も言っておられるように、市民の所得を引き上げるだとか、引き上げていくんだというようなことと違っていうことを目指して、住んで楽しい、所得も上がる、そういったことを考えるなら、やっぱり市場がどんどん人口減少で縮小していく中で、劇的に人口が増えるなんていうのは、一定のダム効果はあってもあり得ないと思ってるんですよ、簡単に。やっぱり市場がそういう変化をする中で生き延びていくためには、やっぱり地産外商をやって所得を引き上げていかないと、私は無理だと思っております。今までは海外展開のときに市場が一気に広がるので、生産性がついていくかっていう問題があって、そこら辺も含めて、今まで事業者のほうも手だてがなかったり、どうやってそこに進出していくかのことも含めてだけではなくて、その生産力っていうところが、知恵も含めてですけども、そこら辺のネックがいっぱいあったと思うんです。ですから、そこところをより具体的にフォローしていく形がやっぱり必要じゃないかなって実は思ってます、これ計画期間のところを令和6年までの計画期間で、今3年がもうスタート、だけコロナだということになると、実効性のある期間っていうのは恐らくすごくおんと落ち込んだ、この間私も本会議で今の現状を聞かせていただきましたけど、そこからスタート、あるいはもうちょっと悪くなったところからスタートすることを考えると、この計画期間の残りの期間、どう、まず体力を残しながらとか、新しい形を模索しながらというところが、スタートのところもう結構しんどいスタートになると思うので、既に6年以降の第2期計画期間をある程度見据えながら、やっぱりもう構想を組み立てていく必要があるんじゃないかと思ってるんですよ。ですから、地産外商を本当に実効性があるやつ、旅行ですらマイクロツーリズムで地元の人が地元でっていうのだから、お金の循環で実際にはいろんな借金や貯蓄なんかも含めていくと、実際、見た目よりも縮小っていうか、違うところに移転していくので、実際使われる可処分所得ってそんなに増えないですよ。だから、やっぱりどんどん展開することをエンジンとして持つかないといけないので、そこら辺は中長期で考えると、もう第2期を見据えた形を戦略的に持っておかなければいけないと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

○国頭委員長 杉村部長。

○杉村経済部長 おっしゃいますように、4年っていうのはすぐ来てしまうような期間でございます。したがって、このアクションプランに基づいて様々な取組をやっていく中で、今日、御説明もいたしました、実際、地元の経済、どういう状況、雇用がどういう状況かというようなその指標をしっかりと確認した上で、やはり次期、第2期のアクションプランにどういったことをやはり重点的にやっていく必要があるのか、いろいろな取組をする中で、いろんな成果のでこへこが出てくると思います。そういったものもしっかりつかみながら、やはりこれは継続したプランであり取組であろうというふうに思いますので、やはりその辺りはしっかりと経済界の皆さんや金融機関の皆さんと意見交換をしながら、次のアクションプラン、どうあるべきかということも含めて、検討を年々重ねていく必要があるなというふうに思っているところでございます。

○国頭委員長 中田委員。

○**中田委員** 最後、意見みたいな話ですけど、とにかく状況、多分今後、ウィズコロナからアフターコロナに向かってのところでも、どんどん状況がいろんな形で変化していくので、計画期間内で固執した形で、PDCAも、ややもすると目標自体を実現可能な範囲に、逆に低い実現可能の設定をしがちになったり、陥りやすいパターンとしてはあったりするので、それよりも、やっぱりもう少し中長期に見ながら、着実に上がっていくようなことをやっぱり組み立てていくっていうのは結構大変なことかもしれませんが、そうやって所得自体が、あるいは企業収益が上がるところを引き出していくような可能性をどんどんつくっていかないと、例えば本会議でも、それこそ三鴨委員のほうから淀江傘の話なんかもありましたけど、あれがもっと10倍ぐらいの値段で売れないと、私、絶対無理だと思ってるんですよ、市長も言うておられたけど。もう1万円切るようなやつは中国で作りますから、番傘なんか。だから、そういう安くてみたいな話ではなくて、少ない人が工芸品作って売れるっていうのは、それだけ付加価値が高いものが売れるっていう感じをつくらないと多分駄目なので。そういったことも含めて、エンジン役になってくれる人の可能性を引き出すような計画につくり上げていただきたい、これを要望しておきたいと思います。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

矢倉委員。

○**矢倉委員** これは、私、本会議でもお話をしたんですけども、基本的にやっぱり海外との取引を図っていくっていうことは、これは長期的にはもうそのとおりだと思います。ただ、経済は生き物です。先のことは見せてくれない。やっぱり現実的に食べていける、経済を活性化していく、そういう道も模索していかないかん。

対岸諸国でやるといったのは図們江開発、ずっと前だ。これは、国連がロッテルダム、香港に次ぐ経済の世界の中心地にしようとした。それで、米子市も、御存じのように保定市と提携したり、私も行かせていただいた。もう25年以上前の話だ。それから、図們江開発、中朝国境、県と一緒にやらせてもらった。これも25年以上前の話。今にもここは、米子、境港が拠点になって、環日本海の拠点になって、満州に、あるいは中国にシベリア鉄道を通してヨーロッパに物を運んでいこうと、そういう壮大な計画だった。長期的にはもちろんこの流れというのは模索していかないかん。しかし、経済は生き物です。生きていくためには、やはり現実の国内に目を向けていく。そういう対策は経済戦略としては立てていくべきだろうというように考えております。これは、私の意見としてお話しさせていただきます。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時13分 休憩**

**午後3時28分 再開**

○**国頭委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

下水道部所管について審査をいたします。

議案第67号、米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号、



米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立下水道部次長。

**○足立下水道部次長兼下水道営業課長** 議案第67号、米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方公営企業の独立採算制の原則に鑑み、公共下水道事業の経営の健全化を図るため、公共下水道の使用料を改定しようとするものです。

改正時期につきましては、令和3年10月検針分からでございます。基本使用料ですが、排除汚水量8立方メートルまでが、1か月分で、現在の1,100円から1,270円に改定となります。2か月分でございますと、現行の2,200円から2,540円、改定差額340円となります。また、基本使用料を超えて使用する追加使用料の単価につきましては、本日お配りしておりますA4縦の1枚物のカラー物の資料がございます。こちらを御覧ください。左上の表のとおり、各使用水量の区分において、改定率、平均15%の引上げを行おうとするものでございます。なお、実際に支払う2か月分の使用料の額で申しますと、その右側の表を御覧ください。例えば基本使用料を超え、20立方メートルの場合、現行の3,000円から3,471円、改定差額は471円でございます。それから、一般的な使用料の区分で申しますと、40立方メートルの場合、現行の5,904円から6,859円、改定差額は955円でございます。

それから、次の項目ですが、経過措置についてでございます。水量検針が2か月に1回でありますことから、検針が偶数月と奇数月の地区で不公平が生じないように、両地区ともに10月分の水量である9月使用相当分から新料金を適用しようとするものです。具体的に申しますと、偶数月の10月に検針した地区におきましては、2か月分の使用料を2分の1に分けて、前半部分の水量は旧料金で、後半部分の水量は新料金で算定します。一方、奇数月の検針地区におきましては、10月分の検針分から新料金となりますことから、9月検針分は全て旧料金で算定し、次の検針月である11月検針分は全て新料金で算定するよう経過措置において定めようとするものでございます。下水道使用料等の検針が2か月に1回でありますことから、料金改定の際は従来からこのように経過措置に定めているところでございます。

次に、議案第68号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。農業集落排水施設使用料につきましても、平成24年度から累進従量制に移行し、下水道使用料と同様の料金体系となっておりますことから、下水道使用料と同様の率で改定しようとするものでございます。御説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** 先ほどの説明を聞きまして、平均的なというか、一般的、一番多い世帯とかでは、この40立方メートルのところで、これが負担増というか、955円で約1,000円ぐらい上がってくる。これが、多くの世帯が大体これくらい上がるっていうことになってくるということなんですか。

○国頭委員長 足立次長。

○足立下水道部次長兼下水道営業課長 平均的な世帯で、家族の人数によってどれくらい水量を使用されるかっていうのがそれぞれだと思んですけども、一般的な一番多い家庭で、2か月分で955円の改定差額が発生するということでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 ずっとこの使用料の改定については前から話をされていたことなんですけれども、負担が増えるということで、このことは何とか避けられないかなとは、もう皆さん思われるところなんですけれども、これまで一般会計のほうからの繰出金、ずっとしとられるんですけども、ずっと私も確認、毎年の予算とか決算、確認してくればよかったんですけども、ここ5年くらいで結構なんですけれども、どのような推移でこの一般関係からの繰出し、変わってきてるか、ちょっと教えてもらえますでしょうか。

○国頭委員長 遠藤下水道企画課長。

○遠藤下水道企画課長 一般会計からの繰出金の推移というお尋ねでございます。

決算値でございますが、令和元年度の決算値で19億35万2,000円、29年度、23億4,404万1,000円、28年度、23億1,614万2,000円、27年度、23億240万2,000円でございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 ずっと23億ぐらいだったのが、令和元年度が19億ということだったと思いますけれども、例えばこれをまた23億とか前の水準に上げるっていうのはなぜできなかったのでしょうか。ちょっと一応、確認で聞かせてやってください。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 下水道の使用料の改定に当たりましては、下水道事業に係る経費につきましては、国において使用料で負担をすべきものとそうでないものというものが明確に示されておるところでございます。使用料審議会等におきまして、その明確な基準を踏まえて、米子市における適正な使用料水準というものがどうあるべきかということで審議をされ、その答申の結果を踏まえて、このたびの改定の提案をさせていただいてるというところでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 その適正というのをどこにその基準を持つのかっていうところだとは思いますが、これまで一般会計から出していたものを、これが減ってきて使用料のほうに、結局、反映、使用料のほうを増やすことになってしまうことにこれもつながってきてるのではないかなと思うところなので、やはり、それはつながってないんですかね。

○国頭委員長 遠藤企画課長。

○遠藤下水道企画課長 私どもが考えます下水道の経営というものにつきましては、やはり使用者の方に負担をしていただくべき経費については使用者の方に御負担をお願いをしていくと、そういったことが考え方のベースにございまして、それによって独立性を持った公営企業として持続可能な事業経営につながるというふうに考えておりまして、一般会計あるいは国等への過度な依存をするというような体質から変えて、持続可能な経営を目指していくという考えの下やっていることということでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 下水道っていう性質を考えた場合、やっぱり非常に公共性の高いものだと思います。それを考えると、独立したというよりは、やはりみんなで支えてっていうことが私は必要だと思っていますので、一般会計からのほうでも当然支えるべきものだと思いますので、それを減らしてっていうところが基本的なところとしてどうなのかなと私は思っているところですので、できれば一般会計からの繰り出しも減らすことなく、やはり下水道という公共性を考えた場合、一般会計からもしっかりと出してもらっても構わないと思っていますので、この使用料が上がるっていうこの議案については私は反対したいと思っております。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 使用料等の審議会から市長に答申された内容をちょっと伺っておきたいと思うんですけども、今回の値上げっていうのは、この答申された金額そのものが値上げ条例になってるといふふうに理解していいですか。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 答申の内容と同じものでございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そこで、私なりにちょっと考えてみたんですが、現行と改定される分の中で、50トンから100トンまでを境にして、50トンから100トン以下は15%で計算すると高く設定されているんですね、金額が。例えば8トンまでだったら170円になっておりますよね。それから、逆に100トンから250トンは36円、こういう形で安くなっている。いわゆる15%で比較すると、この8トンまでの人は、165円で済むところが170円。それから、8トンから20トンまでの人は、19.8円になるところが22円。それから、20トンから50トンまでのところが25.65円なのに27円、切り上がるとのわけです。それから、50トンから100トンが33.45円なのに35円と、ここを境にしてそれから上の場合は、例えば100トンから250トンの場合は36.3円なんだが36円。それから、250トンから300トンとこの場合は39円だけど37円。それから、500トンから1,000トンの場合は40.5円なんだけども、これが38円と。いわゆる大口になるほど単価が安くなって、小口ほど単価が高いと、こういう設定になっておるんですが、これについてはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○国頭委員長 横木下水道企画課長補佐。

○横木下水道企画課長補佐兼出納担当課長補佐 改定の額の率、それから額の、今、遠藤委員がおっしゃった金額の違いについてでございますが、まず、一律15%でないということでございますが、少量の使用者については、使用水量にかかわらず基本使用料内は一律料金であること。また、使用者層に単身世帯ですとか高齢者の世帯などが多いということが推測されること。それから、大口使用者についてでございますが、大口使用者の場合は、累進制により使用料の単価が少量の使用者よりも高い単価をもともと設定していることから、一定の配慮をし、平均して15%程度の改定となっております。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いや、そう配慮されてるけど、これの答申書にも書いてあるけども、大口の方は量が大きいんで、上げ幅が小さくても料金がたくさん入るからそれでいいんだという

書き方がしてありますよね。だけど、本当にそういう決め方でいいのかなってというのが私にはあるんですよ。だって、施設に対する負荷は大きい量ほど負荷がかかるでしょう、逆に言えば。やっぱり小さい量っていうのは負荷が少ないと思うんですよ。そういうことから考えると、やっぱりこの量によって平均的に従量制でいくということが私は正しいんじゃないかなっていう感じがある。何でこの大きい分だけは平均の値上げも下がって、それよりも下のところは高くするのか。これは必ずしも公共料金の制定の在り方として正しいのかなという感じがするんですよ。この案が出されていますから修正はされんでしょうけども、こういう決め方で市民の方に料金を求めていくっていったときに、正直いって、説明が僕なんかはしにくいんですよ。あんたのところは使う量が少ないんだからそれは少し高いわい。あんたのところはようけ使ってごしなるけんすごく安くしてあげちゃうわいと、こげな話になるようなことの料金改定に見えるんですよ、表現すると。これでいいのかなってというのが僕は一つあります、この今回の料金値上げの中で。

それから、もう一点は、この審議会が答申されてる中で、今後の投資計画の検討というところの中で、人口減少とか高齢化社会、そういう社会の情勢が大きく変化すると、そういう中であっては整備計画の見直しを含めて適切な経営判断をなさいと、こう指摘されていますよね。これは答申書の1ページです。これについては検討をされているんですか。つまり、整備計画の見直しを含め適切な経営判断、ここの文言です。これは検討されているんですか、今現在。

**○国頭委員長** 遠藤企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** 整備計画の見直しについてという御質問でございますが、今の時点で具体的な計画の見直しということについて検討を行っている段階ではございません。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いつから、じゃあ検討されるんですか、これは。答申書はそれを検討しなさいというふうに言ってるんですよ。いつから検討されるんですか。

**○国頭委員長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道企画課長** いつからかというお尋ねでございますが、具体的にいつからということは今ここで答弁はできませんが、現在、国の補助制度につきましても、令和9年度以降、今のような未普及に対する優先的な配分というものも想定されなくなるということが予測される中で、合併処理浄化槽の普及の検討と併せてしかるべき時期に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** しかるべき時期ということをおっしゃるけど、令和9年以降の整備に当たっては、国の補助金等の動向もあって検討しなきゃいけないということは、差し迫ってきてるわけでしょう。そうすると、今、令和3年ですよ。そういうことを考えると、例えば今の整備計画区域というものが基本的に変更になるということにつながるようなことがあれば、前もって市民の方に情報を伝達していく、理解をもらう、こういう僕は時間が必要だと思うんですよ。だから、そういうことを思って、この検討をされるには一定の時期というものを見定めて対応されるというのは、お互いもう見えてるんじゃないですか、令和9年以降ということについての整備の計画は。対応しなきゃいけないところ見えてるんじゃないですか。そうなってくると、それまでに検討し、我々議会に対しても協議をさせても

らうと、こういうことになるんじゃないかと思うんですが、違うんですか。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 そのとおりでございまして、今現在、令和8年度までの生活排水対策方針というものは市で定めておりますが、9年度以降についてはまだ定めがありませんので、できるだけ早い時期にその方針定めまして、議会のほうにも相談をしてまいりたいというふうに思っております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 次に、市民への広報活動の充実というところの項目があります。それを見ていると、市民の声を反映するための機関の設置について当審議会の拡充を含め検討することと、こういうふうに答申が出ておりますが、今の審議会の在り方を含めて市民の意見を反映する機関になるようにという内容だと思んですけども、これについてはどのように検討されていますか。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 答申にあります運営審議会のようなものの設置につきましては、現在の使用料等審議会、これは使用料改正のときにのみ設置をするものでございまして、常設の審議会の設置について検討を始めているところでございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その審議会については、どのような構成を考えていらっしゃいますか。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 今まだ具体的に決まるところではございませんが、市民の方、使用者の方の代表等も含め、また経済団体の方あるいは環境等の専門の方等を含めて幅広く意見を伺える構成にしていきたいというふうに考えております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 できるだけ多くの市民の方の意見が反映できるように、特に使用者側の皆さん方の立場を重視した審議会というものを構成をされることを要望しておきます。

委員長。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それから、下水道事業会計の使用料対象経費と財源の見込みということで、使用料改定後の令和3年度から令和10年度までの財政一覧表が、答申書についておりますね。これを見たときに、3年に一度ぐらいの値上げということが書いてあります、答申書の柱に。つまりこの表でいくと、3年に一度は値上げをするという形で、この料金等も含めて、経費も含めて、これは算定されてるということで理解していいですか。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 このたび使用料等審議会から答申をいただきました内容は、令和3年度から令和5年度の期間における適切な使用料水準ということでの答申をいただいたものでございますので、6年度以降の使用料につきましては、適宜適切な時期を逃さずにまた検討していきたいというふうに考えております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 令和6年度以降の使用料の収入が計画では載っていますが、これは、今の令和のこの料金改定したものでそのまま引っ張っている状態であるということではないです

か。

○国頭委員長 横木企画課長補佐。

○横木下水道企画課長補佐兼出納担当課長補佐 令和6年度以降の使用料の検討についてでございますが、今回、令和3年度に使用料改定したものを基準として検討をしていくということでございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 ある程度この上げ幅というものを考慮されて書いてあるということですか、改定が。改定が入ってるということですか、上げ幅が。

○国頭委員長 横木企画課長補佐。

○横木下水道企画課長補佐兼出納担当課長補佐 失礼いたしました。答申附属資料の使用料対象経費と財源の見込みにつきましては、令和3年度に使用料を改定した後のものが見込みとして記載されております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そこで、僕は思ったんですよ。上水道と下水道と比較したときに、下水道のほうが基本料金を含めて高いですよ、基本料金、違いますか。私はそういうふうにホームページで取ったんですけども、上水道の場合は基本料金が820円ですよ、たしか。消費税入れて902円。それで、下水道の場合は1,100円が今度1,270円になりますよね。この違いっていうのはどういうふうに市民に説明されます。

○国頭委員長 足立下水道部次長。

○足立下水道部次長兼下水道営業課長 下水道のほうが一般的に高いというふうに言われておりますが、施設整備をしていく上でそういう料金設定になっておるということでございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 市民の方、なかなか分かりづらいと思います。かつて、私は古い議員ですから、ここに座っておられる議員さんはそういう議論したことがあるかどうか分かりませんが、かつてのときにこういう議論したことがあるんですよ。下水道の料金が上がるたびに議会が注文つけたんですよ。だんだんだんだん上がってかなわんがな、払うのがっていつて。上水道とどげんなるだっていつて議論が出たんです、ベテランの議員さんから。いや、上水道の80%ですよ、それ以上は上げませんから。こういうことの議論の過去があるんです。だから、それは過去は過去でいろんな状況があった中の判断かもしれませんが、今は逆に下水道のほうが上水道より高くなってるという、そういう結果に見えるんですけど、それは間違いないですか。

○国頭委員長 遠藤下水道企画課長。

○遠藤下水道企画課長 下水道使用料と水道料金の比較ということですけど、上水道と下水道、提供しているサービスが基本的に違いますので、サービスに異なるコストによって使用料というものを定めてまいりますので、差異が出てくると。その結果、差異が出ているものだというふうに理解をしております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 サービスの違いによるコストの違いだっという話だけど、水道の場合は命の水と言われてますよね、それを提供するのが水道局。下水道部はどのようなサービスの提

供ってということになるのか知りませんが、汚いものを処理するからコストが高いだということになるのかもかもしれませんが、ただ、私はここで何を言いたいかというと、電気料金なんかでも、今、原子力の例えば負担とか、再生エネルギーの負担とかって、いろいろ料金に構成費をかけていますよね、構成費をつくっていますよね。僕は、この水道料金にしても下水道料金にしても、例えば基本料金の1,100円の中にはどういう経費がこの中に構成費として入っているんだと。例えば投資的経費、老朽化の対策の経費、通常物経費とか、あるいは施設の改良経費とか、そういうものを大別をして、これだけの形のもので水道料金を構成させていただいておりますと、こういうようなものはできんだろうかと思うんです。それができることによって、例えば3年後に料金を値上げをするということで、答申書の内容を見ると、3年前と3年後の値上げってどこがそこで違ってきたんだろうかということのはかりが見えると思うんです、物差しが。そういうことが、ある意味では市民の方に対して情報提供をして理解をいただく、そういうことにもつながっていくんじゃないかと思うんですけれども、それについての考え方はありますか。

**○国頭委員長** 遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** 使用料を構成してますコストの経費につきましては、できるだけ丁寧な説明に努めていって、市民の方に理解を求めていきたいと考えております。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 丁寧に説明されたり、個々に説明するっていうのは大変困難なことですから、広報にそういうものを、料金構成の今言った内容のものをつくられて広報でそれをお示しになるということは、僕は非常に大事なことじゃないかと思うんですよ。どれだけのところにどれだけの金がかかるとるからこういう料金体系でいかせていただきます。それが3年前はこれでした、3年後はこうなります。そういうものが見えるようなものを考えられて、広報で市民に対する丁寧な説明に置き換えられたらどうですかということを申し上げたんです。

**○国頭委員長** 答弁できますか。

下関下水道部長。

**○下関下水道部長** 下水道使用料あるいは農集の使用料の料金水準の決定に際しましては、今までも丁寧に分かりやすい説明に努めてきたところがございますけれども、引き続きしっかりと分かりやすい、先ほど言われました、遠藤委員さんが言われましたように、構成費っていうことが出せるのか出せないのかっていうところもございますので、そこら辺もしっかりと検討した上で、できるだけ分かりやすい説明に当たっていきたくております。それで、皆様の御理解を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は、それは可能だと思ひています、構成費の出し方は。これは本当に大事なことだと思ひますよ。我々議員もそうなんですけど、市民の方が何で3年ごとに値上げせにゃいけないのだと、下水道は。こういうことに対して、どこが金がかかるんだというような流れがそれによって分かるようにしてあげるといい。これは僕はやっぱり大事なことだと思ひておりますので、今、部長説明されたけども、そういう内容をぜひ検討していただひて今後備えてもらひたい。このことを要望しておきます。

○**国頭委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 一点だけ伺いたいんですけど。先ほどの質問でもありましたように、概成10年が令和9年と、先ほど何か一般会計から繰り入れてみたい話もあるんですけど、私に言わせてもらえば、概成10年後にはもう10年も15年もできない地域があるわけですね、空白、大篠津、和田等は。そういう地域があるのに、一般財源からどんどん突っ込んでもらっては私は困るなと思ってます。それは平等性が欠けると思いますし、多分もう20年以上、大篠津、和田につくことはない。そこで、今、生活排水対策の話も出てくるんだと思います。それを一言言わせてもらって、私は大篠津ですけど、三十数年前から下水があったもんですから、旭が丘ポンプ場ですよ、あれは境港に処理を運んでやってくるんですけど、今回のこの値上げで、境港市との料金の差っていうのはどういう形になっているか分かりますでしょうか。

○**国頭委員長** そっちでいいですか。

林下水道営業課長補佐。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** 料金の差ということでございますが、境港市さんのほうは、基本料金が2か月で消費税込みで2,860円になっております。このたび米子市のほうで上げさせていただいてる条例改正のほうでは、2か月分で消費税込みで2,794円となっております。以上でございます。

○**国頭委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** ということは、依然として境港のほうが高いということですね、結局。分かりました。了解です。

○**国頭委員長** 中田委員。

○**中田委員** 今まで、この関連することっていうか、閉会中委員会のほうでも何回か説明を受けたりする機会もあって、流れ自体はいろいろ説明を受けながら、今日、今議会を迎えていますんで、下水道の事業会計の財務状況の現状、それから、令和3年から令和5年までのこの状況がどう推移するか、要するに実態、今予測される令和5年までの実態から見ると、私はこの料金値上げはやむを得ないことだと、まず申し上げておきますので、私は基本的に今回は賛成の立場です。

ただ、その上で、先ほども遠藤委員からも出てましたけど、令和6年以降、新しい料金体系をベースにしてまたいろいろ考えていくということは分かりますけども、いずれにしても、今この下水道事業っていうのが整備費とかだけの問題ではなくて、処理経費の部分で高コストの体質を持った会計になっている。それが利用料だけで賄えるような状況ではなくて、要は経費が高つくような構造になっていますよね。これはもう何度も機会があるところで私も申し上げてきたところです。ただ、それが悪かったということではなくて、時代の流れの中で、例えば内浜の高度処理とかはやっぱり中海の水をとということからも求められてきた過去の経過があって、この高コスト体質の施設整備状況になっていると思うんですよ。それは、今までの時代の流れの中での必要性に応じてきた結果がこういうことになったことのそれを受け止めなきゃいけないし、それを理解をいただかなければいけない上での話なんですけど、ただし、将来的には、例えば内浜の高度処理が、聞くところによりますと、普通の処理の3倍ぐらいコストがかかるような、要するに高度処理をしているようなこの処理経費に関わる構造を転換していく努力っていうのがやっぱりないと、赤



字体質のままのこの財務状況でいけば、3年ごとに値上げをしていかなければいけないみたいな先ほどのような話になってしまうと思うんですよ。そこに対してどういうふうに構造転換をするかということを真剣に議論を進めて、その結果を出していくようなことを努力しないと、やっぱりこの今回のことはよかったとしても、次回に向けてそれを安易に値上げをしてもやむを得ないというわけにはいきません。そこら辺についてはいかがですか。

**○国頭委員長** 下関下水道部長。

**○下関下水道部長** かねてからの議会のほうでも下水道部としての努力を見せろというふうに叱咤激励をいただいております。そのために今現在、ハード面におきましては再構築事業ということで、中田委員さん言われますとおり、内浜と外浜の処理場ではやはり処理コストが違います。これはもう事実でございます。ですので、そこら辺の融通を利かせるというような、国交省のF S事業というような取組も行ってございますので、そこでも非常に優位な御提案もいただいております。それが実際に実現可能なのかどうかというのは実のところはまだ不透明な部分がございますので、そこはしっかりと検討して、可能であれば最大限の努力は行っていくべきだと思っております。

それと、さきの委員会のほうで、機能集約をやっというということで、内浜処理場のほうに中央ポンプ場の機能も、それと、これは広域のほうの施設ではございますけれども、浄化場のほうですね、機能集約をして全体としてコストをできるだけ下げていこうと、効率的な施設にしていこうという取組も行ってございます。

それと、今現在取り組んでいるところではございますけれども、ハード面ではございませんけれども、上水道と下水道のほうの賦課徴収部門を一元化して、これも効率的な経営体制にしていこうというような取組もやっております。こういった積み重ねを一つずつやっていながら、持続可能性というのが一番大事なことだと思っておりますので、住民の皆様には安定したサービス供給体制をしっかりと提供できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** ぜひ、さっき言った、私が御提案したような構造転換っていうのは、それは一朝一夕にできるようなことではないので、ただ、やっぱり将来に向けて、持続可能ということもさっきありましたけれども、やっぱりその構造は転換していかないと、例えば水道だって、人口減少だったりいろんな節水型があって使用量は落ちていってるんですよ、毎年、水道も。水道使用量が落ちると下水道使用量も連動しますよね、簡単にいうと。だから、全体的には縮小、減収方向にあるわけですが、料金収入のほうは。だから、そういう流れの中でも、おっしゃるような持続可能なシステムとして、インフラとして持続させていこうと思うと、やっぱりさっきおっしゃったことも踏まえてですけども、着実に経費節減策や構造転換っていうのはやっぱり進めていただかないと、そうなったんだから受益者負担だ、3年ごとに値上げするよみたいな話には簡単にはならないと。今回は賛成しますが、そのことは申し上げておきたいと思っております。以上です。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第67号、米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…遠藤委員、田村委員、中田委員、三嶋委員、矢倉委員、安田委員、渡辺委員〕

**○国頭委員長** 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…遠藤委員、田村委員、中田委員、三嶋委員、矢倉委員、安田委員、渡辺委員〕

**○国頭委員長** 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後4時09分 休憩**

**午後4時16分 再開**

**○国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から報告が1件ございます。

令和3年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、当局からの報告をお願いいたします。

遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** そういたしますと、説明資料でございますが、1枚物で下半分に棒グラフと折れ線グラフをお示ししている資料を使って説明してまいります。

令和3年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分状況でございます。まず、資料の上の表に、左の欄になりますが、交付金の種別を2つ載せております。そのうち社会資本整備総合交付金、社総金ですが、これは管渠の新設など、施設の未普及解消が対象となるものでございます。

もう一つ、防災・安全交付金、防安交付金でございますが、これは、施設の老朽化対策のほかに、事前の防災・減災対策が対象となるものでございます。

それでは、それぞれの交付配分額の状況についてでございます。まず、社総金についてでございますが、国への要望額6億2,000万に對しまして、満額の配分という回答をいただいたところでございます。また、防安交付金につきましては、国への要望額3億8,970万円に對しまして、配分額が3億6,047万8,000円となりまして、配分率のほうは92.5%という結果でございます。

この結果を踏まえまして、再度、事業内容を精査いたしますとともに、入札によります予算残を活用いたしまして、令和3年度に実施予定の改築更新工事、これを計画的に進めていくということにしております。資料の下のほうには年次別推移といたしまして、防安

交付金と社総金、それぞれの配分額と配分率をグラフにしたものでございます。説明は以上です。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

中田委員。

**○中田委員** ちょっと、さっき議案のところでも一部で触れられていた部分もあったと思いますが、確認を含めてですけども、国への要望額に対して、社総金も前年度と同様に満額が来たと、防安のほうも92.5%ということで、昨年度よりいい、高い配分率が来てるんですけども、次年度以降については、次年度以降の国の補助についてはどのような見通しを感覚的に持っておられるのか、そこら辺についてお伺いしておきたいと思うんですけど。

**○国頭委員長** 遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** 次年度以降の国の補助の見通しについてのお尋ねです。

まず、社総金につきましては、令和8年度末におきます汚水処理人口普及率95%を達成という国の概成方針に基づきまして、概成を達成できていない自治体へ優先的、重点的な配分が継続されていくものというふうに見通ししております。

また、防安交付金につきましては、国の国土強靱化事業の中での3か年緊急対策、これは令和2年度で終了したところですが、取組のさらなる加速化を図るため、令和3年度から令和7年度までの期間において、5か年加速化対策というものが策定されたところございまして、これを踏まえた配分が実施されていくものというふうに見通ししております。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** 先ほどの議論の中でもちょっと出てましたけど、例年、令和8年度までは未普及対策ということで重点配分がなされてっていうことですよ。先ほども数字でも出てました令和9年度以降、この補助制度について、もう国から示されてない状況っていうのがこの現時点において、9年度以降のこの補助制度について、どのような想定で向かわれているのか。さっきもちょっと一部触れられてましたけど、その辺についてはいかがですか。

**○国頭委員長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道企画課長** 令和9年度以降の国の補助制度についてのお尋ねでございます。

委員言われますように、現時点で国がはっきりとした考え方を示していないという状況ございまして、国の動向をしっかりと的確に把握をし、見極めていくという段階であろうというふうに思っておりますが、9年度以降、国庫補助が想定されるものの一つとしては、現在のような未普及対策としての重点配分、優先的な配分というものが継続されないということも予測しておく必要があるというふうに見通ししております。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今の予測しておく必要があるってところの最後の部分なんですけど、その予測というのには何か根拠っていか理由みたいな状況っていうのはあるんですか。

**○国頭委員長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道企画課長** 予測、想定する理由というお尋ねですが、まず、1点目としましては、国の概成方針におきまして、普及率95%の目標達成期間というものを令和8年度

末ということで明確に概成期間を示されているということが一つ上げられると思います。

あと、2点目といたしましては、今、多くの自治体で処理場、ポンプ場、あるいは管路の老朽化という共通の課題を抱えておりまして、今後、そういった主要施設の更新に係る大きな投資というものが全国的に必要となってくる状況にあると。そのようなことから、9年度以降について、今のような未普及対策、重点的な配分がされないことも予想されるというものでございます。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** 長くなりますので要望しておきますけど、これは、先ほどの議論とも重なる部分もいっぱいあるかもしれません。ただ、どんどんどんどん普及していこうと思ってもなかなかそういうところにブレーキがかかりそうな状況も見えている中で、もう明らかに令和8年度までの対応と令和9年度以降のところに、令和8年までの達成目標を持った進め方とは違いが出る可能性って十分想定されるっていうことになる、今の計画っていうものにあまり固執し過ぎずに、私は、9年度以降を見越したような流れをやっぱり考慮しながら、あまり固執し過ぎずに対応策を進めていかれるべきだということを私のほうからは申し上げておきたいと思います。要望しておきます。

**○国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 私の考え方ですけど、私は今報告を受けて、そうかなというふうに思ったわけです。私は、伊木市政になって一番評価してるのは、下水道のこの改革なんですよ。さっき調整区域にも合併浄化槽にシフトしたり、いろんな今、私は考えられなかったような水道局との合併問題というのも議論が入ってきてる。そういう中で、私は下水道は、歴代の副市長からいろいろ相談も受けてきてて、一番大変な部署であって、まさに米子市の財政の鍋かめひっくり返すものになるんじゃないかって言われてて、それは心配した。その中で、本当、思い切ってこれに手をつけてきたなということでは大変評価している。そういう意味で、いろんな意味で、下水道の部分については微力ながら応援をしていきたいというふうに思ってます。私の考えです。

**○国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後4時26分 休憩**

**午後4時33分 再開**

**○国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

広報広聴委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

どのように選出いたしましょうか。

〔「委員長の指名」と声あり〕

**○国頭委員長** 委員長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○国頭委員長 それでは、広報広聴委員会の委員には、遠藤委員及び国頭委員、私を選出いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○国頭委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 4 時 3 4 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 国 頭 靖